

地方の道路整備予算の確保に関する意見書

道路は、活力ある地域社会の形成はもとより、住民にとって生活を支え、命の基盤となる、優先的に整備されるべき最も重要な社会資本である。

特に、本県においては、道路交通への依存度が極めて高いにもかかわらず、高規格幹線道路の供用率が42%と全国の68%に比べ極めて低い水準にあるなど道路の整備が立ち遅れている。

また、昨年度の道路特定財源の一般財源化により、地方への補助金・交付金は前年度並みとなったものの国の直轄事業予算は大幅な削減となっており、今後の整備の進捗が心配されることになった。

都市と地方の地域間格差が拡大している中にあって、地方が自立し、都市と地方が一体となって発展していくためには、高速道路をはじめとした道路網の整備が必要である。

よって、国においては、本県のように著しく遅れた地方の道路整備が着実に行われるための予算を十分に確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月2日

宮崎県議会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
国家戦略担当大臣	菅直人様
総務大臣	原口一博様
財務大臣	藤井裕久様
国土交通大臣	前原誠司様